

掛川市条例第36号

掛川市茶室条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月25日

掛川市長

(別紙)

掛川市茶室条例の一部を改正する条例

掛川市茶室条例（平成17年掛川市条例第162号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(茶室の管理)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>(入館料)</u></p> <p>第5条 <u>二の丸茶室に入館しようとする者（以下「入館者」という。）は、別表第1に定める額の入館料を納付しなければならない。</u></p> <p>(入館の制限)</p> <p>第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 建物、設備、展示品等を損傷するおそれがある者</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(使用の不許可)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第9条 指定管理者は、茶室の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用を制限することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第7条第2項の規定により付された条件に違反したとき。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(茶室の管理)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 建物、設備、展示品等を<u>汚損し、又は損傷</u>するおそれがある者</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(使用の不許可)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第8条 指定管理者は、茶室の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用を制限することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第6条第2項の規定により付された条件に違反したとき。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(利用料金)</u></p> <p>第9条 <u>二の丸茶室に入館しようとする者は、指定管理者に対し、茶室の利用に係る料金（以下</u></p>

(使用料)

第10条 使用者は、別表第2に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 使用料は前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(入館料又は使用料の減免)

第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、入館料又は使用料を減額し、又は免除することができる。

(入館料又は使用料の不還付)

第12条 既納の入館料又は使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(優待券)

第13条 市長は、特に必要があると認めるときは、優待券を発行することができる。

(指定管理者の指定の手続)

第14条 (略)

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に最も適合していると認める団体を指定管理者として指定するものとする。

(1) (略)

(2) 事業計画書の内容が、施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

(3) (略)

(指定管理者が行う管理の基準)

第15条 (略)

「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 使用者は、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。

3 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 利用料金の額は、第1項の利用料金にあっては別表第1に定める金額の範囲内において、第2項の利用料金にあっては別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者の指定の手続)

第12条 (略)

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に最も適合していると認める団体を指定管理者として指定するものとする。

(1) (略)

(2) 事業計画書の内容が、施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の収支均衡を図ることができるものであること。

(3) (略)

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 (略)

(委任) 第16条 (略)	(委任) 第14条 (略)
------------------	------------------

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第9条関係)

区	分	1人1回につき
一般 (高校生を含む。)	個人	510円
	団体 (20人以上)	410円
中学生以下	個人	250円
	団体 (20人以上)	200円

備考

- 1 「一般」とは、中学生以下の者以外の者をいう。
- 2 「中学生以下」とは、中学校に在学する生徒又はこれらに準ずる者以下の者をいう。
- 3 小学校就学前の者が呈茶サービスを受けずに入館する場合における利用料金は、無料とする。

別表第2 (第9条関係)

使用時間 区分		午 前	午 後	夜 間
		午前9時30分から 午後零時30分まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時30分から 午後9時まで
二の丸茶室	小間	1,020円	1,280円	1,280円
	広間	2,050円	2,570円	2,570円
	立礼席	2,050円	2,570円	2,570円
庭園		2,050円	2,570円	2,570円
茶道具 (一式)		1,020円	1,020円	1,020円

備考 茶道具は、使用者に限り、使用することができる。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の掛川市茶室条例 (以下「新条例」という。)第9条第4項の規定による承認は、この条例の施行前においても、新条例別表第1及び別表第2に定める額の範囲内で行うことができる。

- 3 この条例の施行の際現に存する改正前の掛川市茶室条例第13条の規定により発行された優待券は、なお効力を有する。